

# 日韓におけるパラスポーツ政策の比較

明 世熙

## はじめに

平昌2018冬季パラリンピック大会（以下、平昌2018パラ）および東京2020夏季パラリンピック大会（以下、東京2020パラ）を開催した日韓両国は、パラスポーツを政策的にスポーツとして考え、トップレベルの競技力向上から裾野レベルの普及まで網羅することを意識してきた。2025年9月には、韓国ソウルで国際パラリンピック委員会の定期総会が開かれ、11月に東京では第25回夏季デフリンピック競技大会東京2025が開催される。パラリンピック大会開催後も、引き続き世界のパラスポーツ界で存在感を表している両国のパラスポーツについて、政策的な背景の共通点はあるが、日本は関連組織を中心に、また韓国は政府機関を中心に推進してきた。このことから、全体的な構造を比較することで両国の現状を客観的に確認し、今後のパラスポーツ発展へ参考にすべく、①法律、②関連組織（中央政府および中央統括団体）、③関連予算の比較を行う。そこから、パラスポーツ政策を横断的に比較し、両国におけるパラスポーツ政策の意義および今後の展望を考察する。

## 1. 研究背景

Kim (2019) は、歴史的な背景から社会的類似点が多い日韓両国は、中央集中型のスポーツ政策を進めてきたと指摘した。また、両国のスポーツ政策における共通点が多く、日本の取り組みが韓国のスポーツ政策に示唆を与えてきた側面も少なくないと述べた。これらの特徴はパラスポーツ政策にも共通しており、政策研究に関しては多様な側面から検討すべきであると主張した。

一方、青山 (2024) は、東京2020パラ開催が日本におけるパラスポーツ政策の大きな転換点になったとし、パラリンピック大会が、単なるスポーツイベントに留まらず、共生および社会統合について考えるきっかけとなり、その動きが政策にも影響を及ぼした

と説明した。特に、関連法律および政策を執行する中央政府組織の変化は、日韓のパラスポーツ政策研究において重要であることが述べられてきた。

本研究では、これらの先行研究を踏まえながら両国の関連法律の比較および中央政府および中央統括団体の変遷に着目して、横断的な比較を行うことで両国における変化および今後について展望する。

## 2. 法律—福祉からスポーツへの転換—

日本のスポーツ政策に関する法律は、1961年に制定された「スポーツ振興法」が挙げられる。同法は、東京1964夏季オリンピック大会開催を背景に、主に健常者のスポーツに焦点を当てた内容であった。当時は、障害者のスポーツは福祉の観点での活動と捉えられ、スポーツの領域としての認識が弱かったことが考えられる。一方、韓国でもその翌年の1962年にスポーツ関連法律の「国民体育振興法」が制定された。同法は日本のスポーツ振興法と同じく、障害者のスポーツ活動については言及されず、国民の体力増進が主な目的としていた。両国ともに、政府主導でスポーツ振興を目的とした関連法の制定が進められ、行政がスポーツ活動の奨励や支援体制の整備が政策の主要な内容であった。

この時期の障害者におけるスポーツ活動は、福祉領域の一環として考えられていた。その理由として、両国の障害者に関する法律は医療、リハビリ、福祉制度や支援などが主な内容であったことが挙げられる。障害者関連法は、日本では、1949年に「身体障害者福祉法」が制定され、身体障害者の医療的治療、補助装置の提供、リハビリ支援などが定められた。これは、障害を治療の対象とし、障害者を医療サービスが必要な存在として認識していたとも言える。また、1960年に「知的障害者福祉法」が制定され、主に知的障害者を保護する対象と捉え、対応策や支援策に注目していた。韓国における障害者関連法律は、日本より遅く1981年に「心身障害者福祉法」が制定された。日本と同様に障害があることを日常生活に支障があることと考え、自立するための努力を明記していた。

その後、日本では、1993年に「障害者基本法」が大幅に改正され、障害の種類に関係なく障害者を社会構成員として捉え、医療対象者ではなく社会の一員としての参加を促進する政策へシフトした。韓国も1989年に既存の関連法律を「障害者福祉法」へ変更した。障害者を支援対象ではなく社会の構成員として認識するようになった。

障害者のスポーツ活動やパラスポーツに関する法律は、日本では「スポーツ振興法」から改正された「スポーツ基本法」が2011年に制定され、障害者スポーツ振興について

初めて言及し、国の責務とともに日本障害者スポーツ協会の立場が明確になったと評価されている。特に、障害者のスポーツ活動は、国民の基本的権利であることを明記した点は重要である。一方、韓国では、2005年「国民体育振興法」の改定により、障害の有無を問わずスポーツを行う全てのアスリートの支援体制が含まれた。その後、2021年に「スポーツ基本法」が制定され、障害者スポーツの振興が義務付けられた。

表1 日韓障害者スポーツ関連法律および中央統括団体の変遷（1961年-2021年）

年度	日本	韓国
1961	スポーツ振興法の制定	
1962		国民体育振興法の制定
1964	東京夏季パラリンピック	
1965	財団法人日本身体障害者スポーツ協会（現 公益財団法人日本パラスポーツ協会）設立	
1981		障害者福祉法の制定
1988		ソウル夏季パラリンピック
1998	長野冬季パラリンピック	
1999	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本身体障害者スポーツ協会が日本障害者スポーツ協会へと名称を変更</li> <li>・身体、知的、精神の三つの障害を包括的に扱う統括団体に変更</li> <li>・日本パラリンピック委員会（JPC）がその内部組織として設立</li> </ul>	
2005		<ul style="list-style-type: none"> <li>・大韓障害者体育会設立</li> <li>・文化体育観光部に障害者体育課が設置</li> </ul>
2008		国民体育振興法の改正により、大韓障害者体育会（KPC）の設立および事業推進の基盤造成
2009		利川訓練院（利川パラスポーツトレーニングセンター）開院
2011	スポーツ基本法（スポーツ振興法からの改正） ；障害者スポーツ振興について、初めて言及され、国の責務とともに協会の立場が明確	
2014	パラスポーツ事業が厚生労働省から文部科学省に移管；JPSAの所管も文部科学省に移管	

年度	日本	韓国
2015	スポーツ庁の設立 ；障害者スポーツ振興室の設立	
2018		平昌冬季パラリンピック
2020	東京夏季パラリンピック	
2021		スポーツ基本法の制定 ；障害者スポーツの振興と発展のために必要な施策を樹立・施行することを明確に義務付け

### 3. 関連組織（中央政府および中央統括団体）

日韓の両国は1960年代にスポーツに関する法律を制定したものの、障害者スポーツを政策として意識したのは、2000年代以降の関連法律の制定以降と考えられる。

日本における関連組織の動きをみると、最初に障害者スポーツの団体として1964年東京夏季パラリンピック開催翌年の1965年に財団法人日本身体障害者スポーツ協会（現在の公益財団法人日本パラスポーツ協会）が設立された。そこから、1998年長野冬季パラリンピック大会開催後の1999年に日本身体障害者スポーツ協会は、日本障害者スポーツ協会へ名称を変更し、身体障害のみならず、知的障害と身体障害を網羅する統括団体として改めて組織を再編した。また、このタイミングで、協会内に日本パラリンピック委員会（以下、JPC）を内部組織として設立した。2011年のスポーツ基本法の制定と共に障害者スポーツの政策や協会の立場が明確となり、2014年には日本障害者スポーツ協会および日本パラリンピック委員会主管のパラスポーツ事業が、福祉政策を担当する厚生労働省からスポーツ政策を担当する文部科学省に移管され、日本パラスポーツ協会の所管も変更となった。その翌年の2015年には、スポーツ庁が設立され、内部組織として障害者スポーツ振興室がパラスポーツの強化および振興政策を専門で担当する部署となった。

韓国における障害者スポーツ組織は、2005年の国民体育振興法の改正により大韓障害者体育会が設立され、日本の文部科学省にあたる韓国の中央政府組織である文化体育観光部内に障害者体育課が障害者スポーツ政策を担当している。また、2009年には、パラスポーツ専門の国立トレーニングセンターが開院され、パラスポーツのパフォーマンス向上も政策的に取り組んできた。

両国のパラスポーツ競技団体の概要を比較すると、日本の公益財団法人日本パラス

ポーツ協会（以下、JPSA）は、1999年に厚生労働省の認可を受け内部組織としてJPCを発足した。2025年9月時点でJPC加盟団体は、67団体であった。韓国の大韓障害者体育会は、同時に韓国パラリンピック委員会（Korean Paralympic Committee, 以下KPC）でもあり、別組織として区別せず、英文名称もKPCを使用している。2025年11月時点でのKPC加盟団体は、52団体であった。また、両組織の組織図は、図1と図2の通りである。

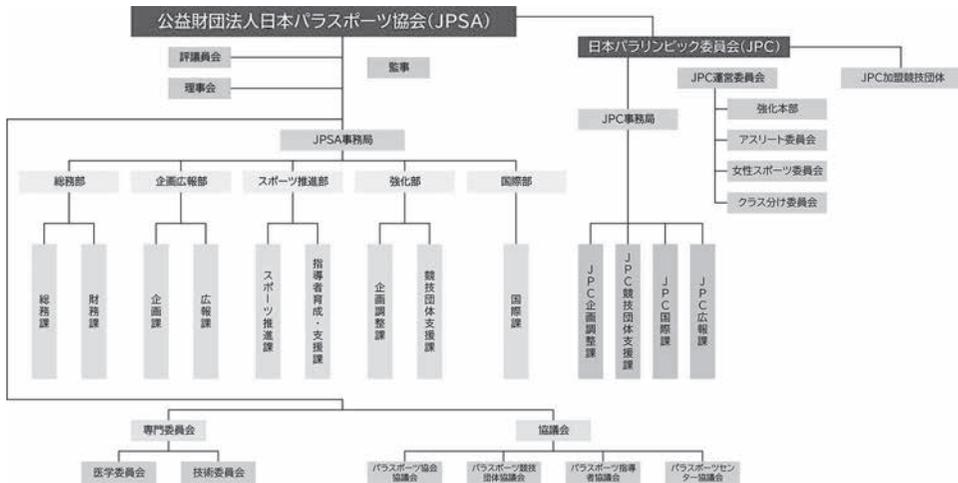


図1 日本パラスポーツ協会 組織図

引用元) 公益財団法人日本パラスポーツ協会公式ホームページ  
<https://www.parasports.or.jp/about/>

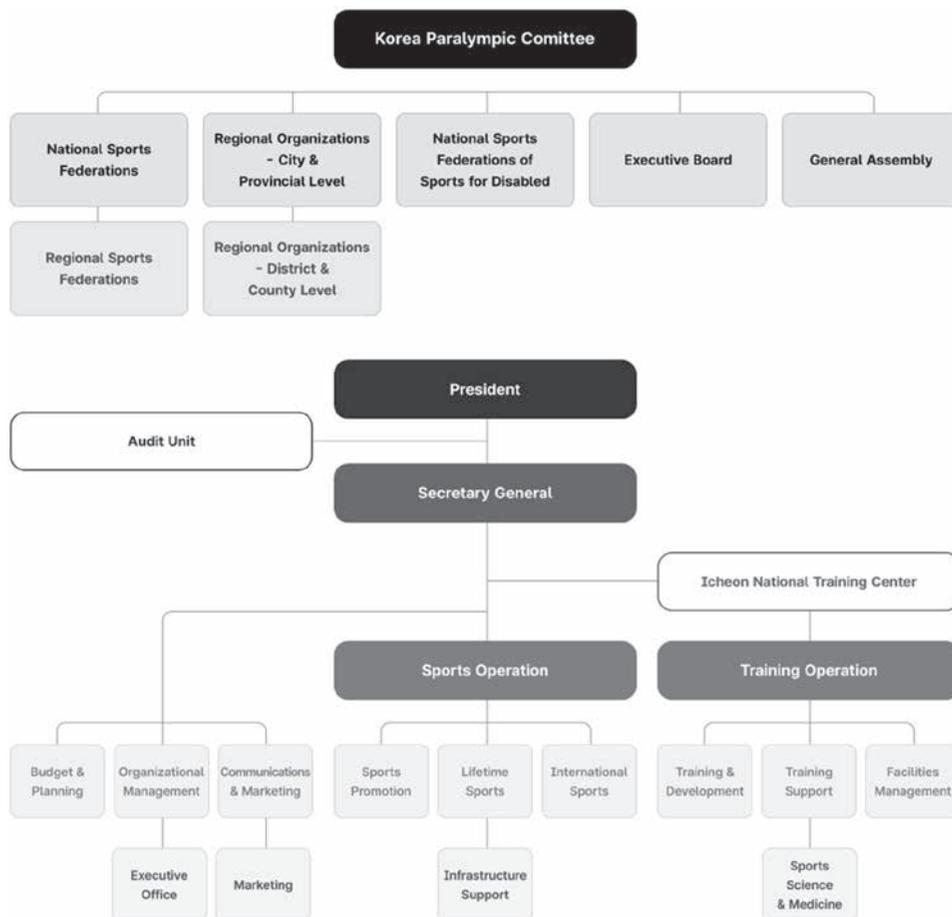


図2 大韓障害者体育会（KPC）組織図

引用元) 大韓障害者体育会公式ホームページ

<https://www.koreanpc.kr/kie/KieOgdpStruct>

## 4. 関連予算

2025年度予算を基準に、日韓の中央政府における障害者スポーツに関する予算規模を比較した内容が表2である。予算内容は、日本がパラスポーツ推進プロジェクト、日本パラスポーツ協会補助、パラアスリートの医・科学支援強化事業であり、韓国は障害者体育団体運営支援、障害者体育活動支援（障害者対象の普及）、障害者専門体育および国際体育支援（アスリート対象）であった。

表2 2025年度 日韓政府障害者スポーツにおける予算案比較

		スポーツ立国の実現		千円
日本	スポーツ立国の実現を目指したスポーツの振興	【包摂社会の実現にむけた地域スポーツ環境の総合的な整備充実】	(5) パラスポーツ推進プロジェクト【拡充】	275,998
			(6) 日本パラスポーツ協会補助(競技力向上関係を除く)【拡充】	314,596
		【持続可能な競技力向上体制の確立等】	(4) パラアスリートの医・科学支援強化事業【新規】	105,400
韓国	国民体育振興基金			百万ウォン
	障害者体育団体運営支援			40,954
	障害者体育活動支援(普及)			29,600
	障害者専門体育および国際体育支援(アスリート)			44,712

福嶋(2013)によると、2012年度時点で日韓の障害者スポーツ予算規模は、日本が8億1千万円、韓国が30億3千万円(¥100=₩1,000で計算)であり約4倍の差があったが、2025年度においては、日本が6億9599万4千円、韓国が115億2660万円(¥100=₩1,000で計算)となりその差はさらに広がり約17倍の規模になったことが分かった。

また、財源構造にも大きな違いが見られる。日本の場合は、JPSAが公益財団法人として活動しており、2025年11月時点でのスポンサー数は32社である。関連予算の規模と合わせて民間企業の支援規模にも大きい差があることが推測される。一方、韓国の大韓障害者体育会は、国民体育振興法に基づいて設立された公共機関であり、国民体育振興基金を主な財源として障害者スポーツ政策を推進し、大韓障害者体育会のスポンサーは2025年11月時点で4社のみである。

### まとめ

日韓両国は、それぞれ1940年代、1960年代に障害者政策に関する法律を初めて策定したが、当時は障害を治療対象もしくは克服対象として認識し、その支援を医療的および福祉的観点から実施できるよう法律を整備していた。しかし、障害を持つこと自体が特別視されることではなく、障害者を社会を構成する一員として認識し、全ての国民がスポーツを楽しむことの権利を持ちその支援の対象となってきたことで、2000年以降は健全者スポーツと同様、障害者スポーツのパフォーマンス向上や普及に向けての支援策が法律でも保障されるように変化してきた。

2005年より韓国は中央政府主導での組織編制や財源確保により、パラスポーツのナ

ショナルトレーニングセンターが設立されるなど、代表チームレベルのアスリートへの支援が健常者スポーツと大きく変わらなくなった。日本も同じように、2011年のスポーツ基本法の改正によりスポーツとしての障害者スポーツ支援が強化された。特に、JPSAは東京2020パラ後にも引き続き民間企業からの支援が多数あり、大韓障害者体育会よりはスポーツ組織として自立した財源確保に努めていることが分かった。

両国ともに、医療や福祉の観点から、2000年以降に関連法の制定が進み、組織設立や政策推進がなされたという共通点があった。一方で、政策や関連組織の財源においては、公的資金に主に頼っているか、民間企業からのスポンサー収入を含むかという点で違いがある。健常者スポーツにおいても、プロリーグが活性化していない競技では財政健全化は大きい課題であり、これは今後の両国のパラスポーツ界においても解決すべき大きな課題であると考えられる。先行研究が指摘した通り、両国の障害者スポーツにおける関連法の変遷や担当組織の仕組みには多くの類似点が認められる。今後は、パラリンピック大会の自国開催経験を含め、両国が健常者スポーツのみならずパラスポーツ分野でも交流を深めることによって、共通の課題点解決に貢献することを期待する。

#### 【引用参考文献】

- 青山将己 (2024). パラスポーツ政策におけるパラダイムシフト. 体育・スポーツ政策論叢, 4(1), 58-67.
- 文部科学省 (n. d.) スポーツ基本法 (制定までの経緯・制定当時の条文). [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/kihonhou/index.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/kihonhou/index.htm), (参照日2025年11月1日).
- 法制処 国家法令センター (n. d.) 国民体育振興法. <https://www.law.go.kr/> 법령 / 국민체육진흥법, (参照日2025年11月1日).
- 厚生労働省 (n. d.) 身体障害者福祉法. [https://www.mhlw.go.jp/web/t\\_doc?dataId=83006000&dataIdType=0&pageNo=1](https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=83006000&dataIdType=0&pageNo=1), (参照日2025年11月1日).
- 厚生労働省 (n. d.) 知的障害者福祉法. [https://www.mhlw.go.jp/web/t\\_doc?dataId=83024000&dataIdType=0&pageNo=1](https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=83024000&dataIdType=0&pageNo=1), (参照日2025年11月1日).
- 法制処 国家法令センター (n. d.) 心身障害者福祉法. <https://www.law.go.kr/> 법령 / 심신장애자복지법 / (03452,19810605), (参照日2025年11月1日).
- 内閣府 (n. d.) 障害者基本法. <https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kihonhou/s45-84.html>, (参照日2025年11月1日).
- 法制処 国家法令センター (n. d.) 障害者福祉法. <https://www.law.go.kr/> 법령 / 장애인복지법, (参照日2025年11月1日).
- 法制処 国家法令センター (n. d.) スポーツ基本法. <https://www.law.go.kr/> 법령 / 스포츠기본법, (参照日2025年11月1日).
- 公益財団法人日本パラスポーツ協会 (2025) パラスポーツの歴史と現状. [https://www.parasports.or.jp/about/images/jpsa\\_%E6%AD%B4%E5%8F%B2%E3%81%A8%E7%8F%BE%E7%8A%B6\\_2024\\_web.pdf](https://www.parasports.or.jp/about/images/jpsa_%E6%AD%B4%E5%8F%B2%E3%81%A8%E7%8F%BE%E7%8A%B6_2024_web.pdf), (参照日2025年11月1日).
- 大韓障害者体育会 (n. d.) 設立目的および沿革. <https://www.koreanpc.kr/kik/KikKpcFndnPrpsCrncl>, (参照日2025年11月1日).
- 日本パラリンピック委員会 (n. d.) 組織・委員会情報. <https://www.parasports.or.jp/paralympic/>

ipc/index.html. (参照日2025年11月1日).

福嶋利浩 (2013) パラリンピック選手への経済的支援の拡充に向けた調査研究—日韓比較を加えた検討—. <https://kaken.nii.ac.jp/file/KAKENHI-PROJECT-24650389/24650389seika.pdf>, (参照日2025年11月1日).

スポーツ庁 (n. d.) 令和7年度概算要求主要事項. [https://www.mext.go.jp/sports/content/20240827-spt\\_sseisaku01-000037779.pdf](https://www.mext.go.jp/sports/content/20240827-spt_sseisaku01-000037779.pdf), (参照日2025年11月1日).

国会予算政策処 (2024) 2025年度予算案審議結果, 143.

Kim, Young-Sung. (2019). A Study on the Status and Trends of Disability Sports Policy in Japan. *Korean Journal of Sports Science*, 28(2), 615-631. DOI: 10.35159/kjss.2019.04.28.2.615

# A Comparative Study of Parasport Policies in Japan and South Korea

MYOUNG Sehee

Japan and South Korea, hosts of the 2020 Tokyo Summer Paralympic Games and the 2018 PyeongChang Winter Paralympic Games respectively, have increasingly approached parasport as a legitimate sphere of sport policy — ranging from elite performance enhancement to broad-based grassroots development. This study compares the parasport policies of the two countries by examining (1) legislation, (2) relevant organizational structures, and (3) budgetary frameworks, and then assesses the significance and future prospects of parasport policy in both nations.

In both Japan and South Korea, early sports legislation — Japan's *Sports Promotion Act* (1961) and Korea's *National Sports Promotion Act* (1962) — did not incorporate disability sport, as disability sport was still largely understood within the domain of welfare policy. A major policy shift occurred in Japan in 2014, when parasport programs supervised by the Japan Sports Association for the Disabled and the Japanese Paralympic Committee were transferred from the Ministry of Health, Labour and Welfare to the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology, leading to a reorganization of the governance of parasport. In South Korea, the 2005 amendment to the *National Sports Promotion Act* established the Korea Paralympic Committee, and the Sports for the Disabled Division within the Ministry of Culture, Sports and Tourism assumed responsibility for parasport policy.

Regarding the securing of financial resources for elite development and grassroots promotion, Japan relies heavily on sponsorship-related revenue, whereas South Korea depends primarily on central government funding. Ensuring stable and sustainable financial bases remains a key challenge for the future development of the parasport sectors in both countries.